

広島県告示第千二百二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和四年一月十二日までの間、縦覧に供する。

令和三年十二月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道四八六号	福山市新市町大字戸手九九五番八地先から 福山市新市町大字戸手六〇二番三地先まで	令和三年二月二五日